

経済産業省

官 印 省 略
20240301保局第2号

発電用火力設備の技術基準の解釈等の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和6年3月11日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

発電用火力設備の技術基準の解釈等の一部を改正する規程

発電用火力設備の技術基準の解釈（20130507商局第2号）及び主任技術者制度の解釈及び運用（20210208保局第2号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和6年3月15日から施行する。

○発電用火力設備の技術基準の解釈（20130507商局第2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

○主任技術者制度の解釈及び運用（20210208保局第2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

○発電用火力設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程 新旧対照表

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
 改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。
 改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(容器の胴) 第6条 容器の胴（長方形管寄せの胴を除く。以下この条において同じ。）の形は、次の各号によるものであること。 一 (略) 二 <u>円筒形（板を曲げて製作する物に限る。第59条第1項第二号において同じ。）</u>又は同軸円すい形の胴にあっては、その軸に垂直な同一断面における最大内径と最小内径との差は、当該断面の基準内径の1%以下であること。 2～6 (略)	(容器の胴) 第6条 容器の胴（長方形管寄せの胴を除く。以下この条において同じ。）の形は、次の各号によるものであること。 一 (略) 二 <u>円筒形</u>又は同軸円すい形の胴にあっては、その軸に垂直な同一断面における最大内径と最小内径との差は、当該断面の基準内径の1%以下であること。 2～6 (略)
第49条の2 固体高分子型または個体酸化物型の燃料電池設備であって、次の各号を満たすものは、省令第35条第一号に規定する「燃料ガスを通ずる部分の燃料ガスが安全に排除される構造であるもの」に該当するものと解釈する。 一・二 (略) 三 燃料として、都市ガス、<u>液化石油ガス（以下「LPG」という。）</u>、灯油、ナフサ又は水素を用いるものであること	第49条の2 固体高分子型又は固体酸化物型の燃料電池設備であって、次の各号を満たすものは、省令第35条第一号に規定する「燃料ガスを通ずる部分の燃料ガスが安全に排除される構造であるもの」に該当するものと解釈する。 一・二 (略) 三 燃料として、都市ガス、<u>液化石油ガス</u>、灯油、ナフサ又は水素を用いるものであること
(離隔距離) 第50条 省令第37条第1項に規定する「保安上必要な距離」とは、次の各号に掲げるものをいう 一 液化ガス設備（管及びその附属設備を除く。）は、その外面から発電所	(離隔距離) 第50条 省令第37条第1項に規定する「保安上必要な距離」とは、次の各号に掲げるものをいう 一 液化ガス設備（管及びその附属設備を除く。<u>第2項第一号及び第三号に</u>

改 正 後	改 正 前
の境界線（境界線が海、河川、湖沼等の場合は、当該海、河川、湖沼等の外縁）に対し、3 m 以上の距離を有するものであること。ただし、次に定めるものは、それぞれに定める距離を有するものであること。 イ・ロ （略） 二 （略） <u>三 燃料としてアンモニアを使用する場合にあっては、次に定める距離を有すること。</u> <u>イ 液化ガス設備の外縁から当該発電所の境界線まで 10m 以上</u> <u>ロ 特定発電所に設置する液化ガス設備の外縁から当該発電所の境界線まで 20m 以上</u> (削除)	<u>において同じ。）</u>は、その外縁から発電所の境界線（境界線が海、河川、湖沼等の場合は、当該海、河川、湖沼等の外縁）に対し、3 m 以上の距離を有するものであること。ただし、次に定めるものは、それぞれに定める距離を有するものであること。 イ・ロ （略） 二 （略） (新設) <u>2 前項の規定にかかわらず、燃料としてアンモニアを使用する場合は、次の各号に掲げる距離を有すること。</u> <u>一 液化ガス設備の外縁から当該発電所の境界線まで 10m 以上</u> <u>二 ガス設備（液化ガス設備のうち、貯蔵設備及び処理設備の管並びにその附属設備を除く。本号及び第四号において同じ。）の外縁から保安物件まで 当該ガス設備に係る貯蔵設備又は処理設備の貯蔵能力又は処理能力に対応する距離であって、次に掲げる算式により得られたもの</u> <u>イ $0 \leq X < 10,000$ の場合 $L=12\sqrt{2}$</u> <u>ロ $10,000 \leq X < 52,500$ の場合 $L=(3/25)\sqrt{(X+10,000)}$</u> <u>ハ $52,500 \leq X$ の場合 $L=30$</u> <u>備考</u> <u>これらの式において、L及びXは、それぞれ次の数値を表すものとする。</u> <u>L ガス設備の外縁から保安物件までの距離（単位 m）</u>

改 正 後	改 正 前
	<u>X 貯蔵能力（単位 圧縮ガスにあつてはm^3、液化ガスにあつてはkg）</u> <u>又は処理能力（単位 m^3）</u> 三 <u>特定発電所に設置する液化ガス設備の外表面から当該発電所の境界線まで</u> <u>20m 以上</u> 四 <u>特定発電所に設置するガス設備の外表面から保安物件まで 当該ガス設備</u> <u>に係る貯蔵設備又は処理設備の貯蔵能力又は処理能力に対応する距離で</u> <u>あつて、次に掲げる算式により得られたもの</u> <u>イ $0 \leq X < 1,000$ の場合 $L=70+4\sqrt{10}$</u> <u>ロ $1,000 \leq X < 10,000$ の場合 $L=70+2/5\sqrt{X}$</u> <u>ハ $10,000 \leq X$ の場合 $L=110$</u> <u>備考</u> <u>これらの式において、L 及び X は、それぞれ次の数値を表すものとする。</u> <u>L ガス設備の外表面から保安物件までの距離（単位 m）</u> <u>X 貯蔵能力（単位 圧縮ガスにあつてはm^3、液化ガスにあつてはkg）</u> <u>又は処理能力（単位 m^3）</u>
（液化ガス設備の材料） 第55条 （略） 2 省令第40条第1項に規定する「安全な化学的成分及び機械的強度を有し、かつ、難燃性を有するもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。 一 第2条第2項の規定を準用する<u>もの</u> 二 20MPa を超える水素を通ずるものにあつては、「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について」の「9. ガス設備等に使用する材料」の定めるところによる<u>もの</u>	（液化ガス設備の材料） 第55条 （略） 2 省令第40条第1項に規定する「安全な化学的成分及び機械的強度を有し、かつ、難燃性を有するもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。 一 第2条第2項の規定を準用する<u>ものをいう。</u> 二 20MPa を超える水素を通ずるものにあつては、「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について」の「9. ガス設備等に使用する材料」の定めるところによる<u>ものとする。</u>

改正後	改正前
三 マイナス 196℃未満かつ 20MPa 以下の水素を通ずるものにあつては、 「特定設備検査規則の機能性基準の運用について」の「別添 7 第二種特定設備の技術基準の解釈（以下「第二種特定設備の技術基準の解釈」という。）」第 4 条の材料に規定する<u>もの</u> 3 前項の規定によるほか、<u>次の各号に掲げるものをいう。</u> 一 <u>液化天然ガス（以下「LNG」という。）を貯蔵する地下式貯槽の側壁及び底部にあつては、（一社）日本ガス協会 JGA 指-107-12「LNG 地下式貯槽指針」（以下「LNG 地下式貯槽指針」という。）の「6.2 材料」に規定するもの</u> 二 <u>常圧の液化アンモニアを貯蔵する地上式貯槽（以下「低温液化アンモニア地上式貯槽」という。）にあつては、日本電気技術規格委員会規格 JESC T0009（2023）「燃料アンモニア地上式貯槽指針」（以下「燃料アンモニア地上式貯槽指針」という。）の「2.2 材料」に規定するもの</u> 4 （略）	三 マイナス 196℃未満かつ 20MPa 以下の水素を通ずるものにあつては、 「特定設備検査規則の機能性基準の運用について」の「別添 7 第二種特定設備の技術基準の解釈（以下「第二種特定設備の技術基準の解釈」という。）」第 4 条の材料に規定する<u>ものをいう。</u> 3 前項の規定によるほか、<u>液化天然ガス（以下「LNG」という。）を貯蔵する地下式貯槽の側壁及び底部にあつては、「LNG 地下式貯槽指針」（（一社）日本ガス協会 JGA 指-107-12)の「6.2 材料」に規定するものをいう。</u> (新設) (新設) 4 （略）
第 5 6 条 省令第 4 0 条第 2 項に規定する「十分な機械的強度及び化学的強度を有するもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。 一 鉄材及びコンクリートにあつては、別表第 3（貯槽及びガスホルダーの支持物及び基礎に使用される主要材料の許容応力）に規定するもの又は<u>（一社）日本ガス協会 JGA 指-106-15「LPG 貯槽指針」（以下「LPG 貯槽指針」という。）の「第 3 章 材料」若しくは（一社）日本ガス協会 JGA 指-104-13「球形ガスホルダー指針」（以下「球形ガスホルダー指針」という。）の「第 3 章 材料」に規定するもの</u>	第 5 6 条 省令第 4 0 条第 2 項に規定する「十分な機械的強度及び化学的強度を有するもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。 一 鉄材及びコンクリートにあつては、別表第 3（貯槽及びガスホルダーの支持物及び基礎に使用される主要材料の許容応力）に規定するもの又は<u>「LPG 貯槽指針」（（一社）日本ガス協会 JGA 指-106-15)の「第 3 章 材料」若しくは「球形ガスホルダー指針」（（一社）日本ガス協会 JGA 指-104-13)の「第 3 章 材料」に規定するもの</u>

改正後	改正前
二 LNG 地上式貯槽の底部保冷材にあつては、<u>（一社）日本ガス協会 JGA 指-108-12「LNG 地上式貯槽指針」（以下「LNG 地上式貯槽指針」という。）</u>の「7.2.1 支圧部に使用する材料」に規定するもの 三 LNG 地下式貯槽の側壁及び底部の保冷材の材料にあつては、<u>「LNG 地下式貯槽指針」</u>の「9.2.1 支圧部に使用する材料」に規定するもの 四 <u>低温液化アンモニア地上式貯槽の底部構造の材料にあつては、「燃料アンモニア地上式貯槽指針」の「6.2 材料」及び「7.3 材料」に規定するもの</u>	二 LNG 地上式貯槽の底部保冷材にあつては、<u>「LNG 地上式貯槽指針」（（一社）日本ガス協会 JGA 指-108-12）</u>の「7.2.1 支圧部に使用する材料」に規定するもの 三 LNG 地下式貯槽の側壁及び底部の保冷材の材料にあつては、<u>「LNG 地下式貯槽指針」（（一社）日本ガス協会 JGA 指-107-12）</u>の「9.2.1 支圧部に使用する材料」に規定するもの (新設)
(材料の許容応力) 第58条 省令第41条に規定する「許容応力」とは、次の各号に掲げるものをいう。 一 別表第1（鉄鋼材料）及び別表第2（非鉄材料）に掲げる材料の許容引張応力にあつては、同表に規定する<u>値</u> 二 別表第3（貯槽及びガスホルダーの支持物及び基礎に使用される主要材料）に掲げる材料にあつては、同表に規定する<u>値</u> 三 20MPa 以上の水素を通ずるものについては、前二号の規定にかかわらず、特定設備の技術基準の解釈別表第1に掲げる材料の許容引張応力にあつては、同表に規定する<u>値</u> 四 マイナス 196℃未満かつ 20MPa 以下の水素を通ずるものについては、第一号及び第二号の規定にかかわらず、第二種特定設備の技術基準の解釈別表第1に掲げる材料の許容引張応力にあつては、同表に規定する<u>値</u> 五 LNG 地上式貯槽、LNG 地下式貯槽、<u>LPG</u>を大気温度において貯蔵する地上式貯槽及びガスホルダーにあつては、第一号及び第二号の規定にか	(材料の許容応力) 第58条 省令第41条に規定する「許容応力」とは、次の各号に掲げるものをいう。 一 別表第1（鉄鋼材料）及び別表第2（非鉄材料）に掲げる材料の許容引張応力にあつては、同表に規定する<u>値。</u> 二 別表第3（貯槽及びガスホルダーの支持物及び基礎に使用される主要材料）に掲げる材料にあつては、同表に規定する<u>値</u> 三 20MPa 以上の水素を通ずるものについては、前二号の規定にかかわらず、特定設備の技術基準の解釈別表第1に掲げる材料の許容引張応力にあつては、同表に規定する<u>値。</u> 四 マイナス 196℃未満かつ 20MPa 以下の水素を通ずるものについては、第一号及び第二号の規定にかかわらず、第二種特定設備の技術基準の解釈別表第1に掲げる材料の許容引張応力にあつては、同表に規定する<u>値。</u> 五 LNG 地上式貯槽、LNG 地下式貯槽、<u>液化石油ガス（以下「LPG」という。）</u>を大気温度において貯蔵する地上式貯槽及びガスホルダーにあつて

改正後	改正前
かわらず、それぞれ「<u>LNG 地上式貯槽指針</u>」、「<u>LNG 地下式貯槽指針</u>」、「<u>LPG 貯槽指針</u>」及び「<u>球形ガスホルダー指針</u>」に定める<u>値</u>。ただし、次の各号に掲げるものにあつては、別表第 1（鉄鋼材料）又は別表第 2（非鉄材料）に規定する<u>値</u> イ 「<u>LNG 地上式貯槽指針</u>」の「3.3.1(1)許容引張応力」で定める規定値及び「3.3.2(1) 許容引張応力」のただし書で定める内槽屋根骨及びポンプバレルの許容引張応力 ロ 「<u>LNG 地下式貯槽指針</u>」の「8.3.3(1)常時及びレベル 1 地震時」で定める許容引張応力 六 液化水素を貯蔵する地上式貯槽（以下「液化水素貯槽」という。）及びガスホルダーにあつては、第一号及び第二号の規定にかかわらず、「<u>高压ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成 3 0 年経済産業省告示第 2 2 0 号。以下「<u>高压ガス設備等耐震性能告示</u>」という。）</u>」に定める<u>もの</u> 七 <u>低温液化アンモニア地上式貯槽にあつては、第一号及び第二号の規定にかかわらず、「燃料アンモニア地上式貯槽指針」に定めるもの。ただし、「燃料アンモニア地上式貯槽指針」の「2.3.1(1) 許容引張応力」の規定値及び「2.3.1(1) 許容引張応力」ただし書きで定める内槽屋根骨及びポンプバレルの許容引張応力にあつては、別表第 1（鉄鋼材料）、別表第 2（非鉄材料）に規定する値</u> 八 （略）	は、第一号及び第二号の規定にかかわらず、それぞれ「<u>LNG 地上式貯槽指針</u>」（（一社）日本ガス協会 JGA 指-108-12）、「<u>LNG 地下式貯槽指針</u>」（（一社）日本ガス協会 JGA 指-107-12）、「<u>LPG 貯槽指針</u>」（（一社）日本ガス協会 JGA 指-106-15）及び「<u>球形ガスホルダー指針</u>」（（一社）日本ガス協会 JGA 指-104-13）に定める<u>もの</u>。ただし、次の各号に掲げるものにあつては、別表第 1（鉄鋼材料）、別表第 2（非鉄材料）に規定する<u>値</u>。 イ 「<u>LNG 地上式貯槽指針</u>」（（一社）日本ガス協会 JGA 指-108-12）の「3.3.1(1)許容引張応力」で定める規定値及び「3.3.2(1) 許容引張応力」のただし書で定める内槽屋根骨及びポンプバレルの許容引張応力 ロ 「<u>LNG 地下式貯槽指針</u>」（（一社）日本ガス協会 JGA 指-107-12）の「8.3.3(1)常時及びレベル 1 地震時」で定める許容引張応力 六 液化水素を貯蔵する地上式貯槽（以下「液化水素貯槽」という。）及びガスホルダーにあつては、第一号及び第二号の規定にかかわらず、「<u>高压ガス設備等耐震設計基準（昭和 5 6 年通商産業省告示第 5 1 5 号。以下「<u>高压ガス設備等耐震設計基準</u>」という。）</u>」に定める<u>もの</u>。 （新設） 七 （略）
第 6 5 条 貯槽及びその支持物並びに基礎の構造は、当該ガスの種類及び貯槽	第 6 5 条 貯槽及びその支持物並びに基礎の構造は、当該ガスの種類及び貯槽

改正後	改正前
の型式に応じ、次の各号に掲げるものとする。 一 LNG 地上式貯槽にあつては、<u>「LNG 地上式貯槽指針」</u>の「第4章 内槽及び外槽の構造及び設計」、「第6章 内槽及び外槽の試験及び検査」及び「第8章 基礎」の安全係数 3.5 基準の規定によるもの 二 LNG 地下式貯槽にあつては、<u>「LNG 地下式貯槽指針」</u>の「第3章 設計基本条件」から「第9章 保冷」の安全係数 3.5 基準の規定によるもの 三 LPG を大気温度において貯蔵する地上式貯槽にあつては、<u>「LPG 貯槽指針」</u>の「第4章 設計」、「第6章 試験及び検査」及び「第8章 基礎及び防液堤」の安全係数 3.5 基準の規定によるもの 四 液化水素貯槽の支持構造物にあつては、<u>「高圧ガス設備等耐震性能告示」</u>の規定によるもの <u>五 低温液化アンモニア地上式貯槽にあつては、「燃料アンモニア地上式貯槽指針」の「第3章 内槽及び外槽の構造及び設計」、「第5章 内槽及び外槽の試験及び検査」及び「第7章 基礎」の規定によるもの</u>	の型式に応じ、次の各号に掲げるものとする。 一 LNG 地上式貯槽にあつては、<u>「LNG 地上式貯槽指針」</u>（（一社）日本ガス協会 JGA 指-108-12）の「第4章 内槽及び外槽の構造及び設計」、「第6章 内槽及び外槽の試験及び検査」及び「第8章 基礎」の安全係数 3.5 基準の規定によるもの 二 LNG 地下式貯槽にあつては、<u>「LNG 地下式貯槽指針」</u>（（一社）日本ガス協会 JGA 指-107-12）の「第3章 設計基本条件」から「第9章 保冷」の安全係数 3.5 基準の規定によるもの 三 LPG を大気温度において貯蔵する地上式貯槽にあつては、<u>「LPG 貯槽指針」</u>（（一社）日本ガス協会 JGA 指-106-15）の「第4章 設計」、「第6章 試験及び検査」及び「第8章 基礎及び防液堤」の安全係数 3.5 基準の規定によるもの 四 液化水素貯槽の支持構造物にあつては、<u>「高圧ガス設備等耐震設計基準」</u>の規定によるもの (新設)
(ガスホルダー及びその支持物並びに基礎) 第66条 ガスホルダー及びその支持物並びに基礎の構造は、<u>「球形ガスホルダー指針」</u>の「第4章 設計」、「第6章 試験及び検査」及び「第8章 基礎」の安全係数 3.5 基準の規定による。	(ガスホルダー及びその支持物並びに基礎) 第66条 ガスホルダー及びその支持物並びに基礎の構造は<u>「球形ガスホルダー指針」</u>（（一社）日本ガス協会 JGA 指-104-13）の「第4章 設計」、「第6章 試験及び検査」及び「第8章 基礎」の安全係数 3.5 基準の規定による。
(接合) 第69条 容器及び管（第2項から第4項までに規定する接合を行う場合を除	(接合) 第69条 容器及び管（第2項から第4項までに規定する接合を行う場合を除

改 正 後	改 正 前
く。)の耐圧部分は、次の各号に掲げる場合を除き、溶接又はフランジ（第13条に掲げる規定に適合するものに限る。）により接合するものであること。 一 （略） 二 外径が150mm以下の管、管台等を容器に設けられた穴に取り付ける場合であって、次のいずれかに適合するころ広げによって行うとき。<u>なお、管、管台等を取り付ける容器の穴には溝を設けてもよい。</u> イ <u>外径61mm以下の管、管台等を、胴、鏡板などの補強されていない管穴に差し込み、次に掲げるいずれかの方法により拡管して取り付けること。</u> <u>（イ）ころ広げを行い、縁曲げすること。</u> <u>（ロ）ころ広げを行い、縁曲げし、さらにその周囲に漏止め溶接を行うこと。</u> <u>（ハ）ころ広げを行い、かつ管端を管穴の直径より3ミリメートル以上大きくなるようラップ状に拡げること。</u> <u>（ニ）ころ広げを行い、かつ管端をラップ状に拡げて溶接すること。</u> <u>（ホ）ころ広げを行い、溶接すること。この場合、管端の板面からの突出寸法は6mm以上9.5mm以下とし、溶接ののど厚は5mm以上8mm以下とする。</u> ロ <u>外径150mm以下の管、管台等は、胴、鏡板などの補強した穴に差し込み、イ（イ）から（ホ）までに掲げるいずれかの方法により拡管して取り付けること。</u> ハ <u>管、管等の外径が38mm以下の場合は、胴、鏡板などの管穴の端面を取りするか、又は少なくとも管の厚さに等しい深さまでリーマをか</u>	く。)の耐圧部分は、次の各号に掲げる場合を除き、溶接又はフランジ（第13条に掲げる規定に適合するものに限る。）により接合するものであること。 一 （略） 二 外径が150mm以下の管、管台等を容器に設けられた穴に取り付ける場合であって、次のいずれかに適合するころ広げによって行うとき。 イ <u>ころ広げを行った後縁曲げを行い、かつ、その周囲に漏止め溶接を行うこと。</u> ロ <u>ころ広げを行った後管端をラップ状にし、かつ、漏止め溶接を行うこと。</u> ハ <u>ころ広げを行い、かつ、漏止め溶接を行うこと。この場合において管、管台等の外径が40mm以下であって、容器に設けられた穴の周</u>

改 正 後	改 正 前
<u>け、ころ広げを行い、溶接すること。いずれの場合も、管端は、胴、鏡板などから 9.5mm を超えて突き出してはならない。</u> 三・四 (略) 2～5 (略)	<u>囲を当該管、管台等の厚さまで穴ぐりして漏止め溶接を行うときを除き、管、管台等の突き出しは、管座端において 6 mm 以上 9.5 mm 以下とし、かつ、管、管台等ののど厚が 5 mm 以上 8 mm 以下であること。</u> 三・四 (略) 2～5 (略)
(ガスの漏えい対策) 第76条 省令第43条第1項に規定する「適切な措置」とは、次の各号に掲げるものをいう。 一・二 (略) 三 貯槽（液化空気又は不活性液化ガスに係る貯槽、地下式貯槽及び地盤下に貯槽の全部を埋設するものを除く。）の周囲には、次に掲げる規定に適合する防液堤を設けること（貯槽の外槽と防液堤が一体となった構造（内槽と防液堤が強度的に独立したものに限る。）の貯槽については、ハ、ニ<u>（ヘ）</u>及びホの規定は適用しない。）。ただし、貯蔵能力 1,000 t（特定発電所にあつては 500 t）未満の可燃性の液化ガスに係る貯槽、又は貯蔵能力 5t 未満のアンモニア貯槽にあつてはこの限りでない。 イ～ハ (略) ニ 防液堤の構造は、次に掲げるものであること。 (イ) (ロ) <u>、（ハ）及び（ニ）</u>に掲げる場合を除き、次に掲げる強度及び液密性を有するものであること。 (1)・(2) (略) (ロ) LNG 地上式貯槽の防液堤は、<u>「LNG 地上式貯槽指針」</u>の「第9章 防液堤」に規定するものであること。	(ガスの漏えい対策) 第76条 省令第43条第1項に規定する「適切な措置」とは、次の各号に掲げるものをいう。 一・二 (略) 三 貯槽（液化空気又は不活性液化ガスに係る貯槽、地下式貯槽及び地盤下に貯槽の全部を埋設するものを除く。）の周囲には、次に掲げる規定に適合する防液堤を設けること（貯槽の外槽と防液堤が一体となった構造（内槽と防液堤が強度的に独立したものに限る。）の貯槽については、ハ、ニ<u>（ニ）</u>及びホの規定は適用しない。）。ただし、貯蔵能力 1,000 t（特定発電所にあつては 500 t）未満の可燃性の液化ガスに係る貯槽、又は貯蔵能力 5t 未満のアンモニア貯槽にあつてはこの限りでない。 イ～ハ (略) ニ 防液堤の構造は、次に掲げるものであること。 (イ) (ロ) <u>及び（ハ）</u>に掲げる場合を除き、次に掲げる強度及び液密性を有するものであること。 (1)・(2) (略) (ロ) LNG 地上式貯槽の防液堤は、<u>「LNG 地上式貯槽指針」（（一社）日本ガス協会 JGA 指-108-12）</u>の「第9章 防液堤」に規定するも

改 正 後	改 正 前
(ハ) LPG を大気温度において貯蔵する地上式貯槽の防液堤は、<u>「LPG 貯槽指針」</u>の「第 8 章 基礎及び防液堤」に規定するものであること。 <u>(ニ) 低温液化アンモニア地上式貯槽の防液堤は、「燃料アンモニア地上式貯槽指針」の「第 8 章 防液堤」の規定によるもの</u> <u>(ホ)</u> 液化水素貯槽の防液堤は、液状の当該ガスが漏えいした場合にその流出を防止するための措置を講ずること。 <u>(へ)</u> 防液堤は、防液堤の長さの任意の 50 m ごとに 1 箇所以上階段、はしご等を設けること。 ホ (略) 四・五 (略)	のであること。 (ハ) LPG を大気温度において貯蔵する地上式貯槽の防液堤は、<u>「LPG 貯槽指針」</u>（<u>(一社) 日本ガス協会 JGA 指-106-15</u>）の「第 8 章 基礎及び防液堤」に規定するものであること。 (新設) <u>(ニ)</u> 液化水素貯槽の防液堤は、液状の当該ガスが漏えいした場合にその流出を防止するための措置を講ずること。 <u>(ホ)</u> 防液堤は、防液堤の長さの任意の 50 m ごとに 1 箇所以上階段、はしご等を設けること。 ホ (略) 四・五 (略)

○主任技術者制度の解釈及び運用の一部を改正する規程 新旧対照表

[改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。]

改 正 後	改 正 前
2. 法第43条第2項の許可は、次の基準により行うものとする。 (1)・(2) (略) (3) ボイラー・タービン主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要件に適合し、かつ、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。 ① ボイラー・タービン主任技術者を選任しようとする事業場等が、火力発電所（<u>アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所のうち、内燃力を原動力とするものを除く。</u>以下本項において同じ。）、火力発電所の設置の工事のための事業場若しくは火力発電所を直接統括する事業場又は燃料電池発電所若しくは燃料電池発電所の設置の工事のための事業場であること。 ② ボイラー・タービン主任技術者として選任しようとする者が、次のいずれかに該当すること。 イ 小型の汽力を原動力とする<u>出力100キロワット以下かつ圧力1,000キロパスカル未満の</u>火力発電所、当該発電所の設置の工事のための事業場又は当該発電所を直接統括する事業場であってその直接統括する発電所の出力の合計が100キロワット以下のものに係る場合は、次のいずれかに該当する者 (イ)～(ト) (略) ロ～ヘ (略) ③ (略)	2. 法第43条第2項の許可は、次の基準により行うものとする。 (1)・(2) (略) (3) ボイラー・タービン主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要件に適合し、かつ、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。 ① ボイラー・タービン主任技術者を選任しようとする事業場等が、火力発電所（<u>内燃力を原動力とするものを除く。</u>以下本項において同じ。）、火力発電所の設置の工事のための事業場若しくは火力発電所を直接統括する事業場又は燃料電池発電所若しくは燃料電池発電所の設置の工事のための事業場であること。 ② ボイラー・タービン主任技術者として選任しようとする者が、次のいずれかに該当すること。 イ 小型の汽力を原動力とする<u>出力100キロワット以下の</u>火力発電所、当該発電所の設置の工事のための事業場又は当該発電所を直接統括する事業場であってその直接統括する発電所の出力の合計が100キロワット以下のものに係る場合は、次のいずれかに該当する者 (イ)～(ト) (略) ロ～ヘ (略) ③ (略)